慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法二〇〇〕商法二六五条における取締役会承認の意味(東京地裁昭和五〇年三月二〇日判決)
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.4 (1980. 4) ,p.112- 116
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800415-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　二〇〇〕　商法二六五条における取締役会承認の意味

（東京地裁昭和五〇年三月二〇日判決　昭和四七年(ワ)九四七四号建物明渡請求事件　判例時報七八五号一〇二頁）

〔判示事項〕

一、会社設立以来取締役会を開催したことのない会社おいて、取締役全員から会社の経営を一任されている取締役が会社と取引をする場合であつても、商法二六五条の取締役会の承認は必要である。

一、株主総会の事後的な承認決議によつて追認したとしても、適式な追認として有効と認めることはできない。

〔参照条文〕

商法二六五条

〔事　実〕

X（原告）は、鉄筋加工組立の請負、建築資材の販売等を行なう目的で昭和三八年一二月一八日設立された株式会社であり、Y（被告）は、Xの代表取締役に昭和四三年五月に就任したものである。

ところで、Xは昭和四六年八月末頃Xの肩書地に本件建物を建築し、それ以来これを所有しているものであるが、Xと当時Xの代表取締役であつたYとの間に、期間五年、賃料一ヶ月二万三〇〇〇円とする賃貸借契約が締結され、同年九月一日よりYは右建物に居住している。

本件は、右建物の明渡しを求めたものであり、Xは、自己取引に該当する本件において、賃貸借契約の締結にあたり商法二六五条の取締役会の承認を経ていないから、右契約は無効であると主張した。これに対し、Yは、経営を他の取締役から一任されているから、本件賃貸借契約についても黙示の承認があつたと考えられるし、また、昭和四七年八月二一日開催された株主総会において承認を受けたから、右契約は有効であるとして争つた。

〔判旨〕　一部認容（建物明渡請求につき）、一部棄却（損害金の請求につき）。

一、「株式会社の取締役が財産の譲渡・譲受、金銭の借受等自己または第三者のために会社と取引をなすに当つては、右取引が会社

と当該取締役間に利害の衝突を生ぜしめるおそれのない性質のものでない限り、取締役がその権限を濫用し、自己等の利益を図るとともに会社財産に損害を与えることを防止するため、当該取締役は常に適式な開催の手続を経た会議体である取締役会において、当該取締役を除いた出席取締役の過半数をもつてなされた承認を得ることを要し、右承認のない会社と取締役間の取引行為は、取締役会の追認がある場合を除いては無効であるとするのが法の趣旨とするところであると解するのが相当である。このことは、会社と取引行為を行なおうとしている取締役が会社の経営を他の全取締役から一任され、会社の取締役会を開催したことがないような場合についても同様であるといわなければならない。けだし、商法二六五条の定める制限は、取締役が会社の業務執行者としての立場において受ける制限というよりも、取締役が会社の局外者として会社と取引関係を持とうとする立場において受ける制限と解すべきだからであり、実際上も、右のような事情のもとでは、業務を一任された取締役と会社との間の取引において当該取締役が私利を図り会社が損失を蒙る虞れが一層強いからである。そして、取締役会が開催されれば承認を受けうることが確実である場合でも、右取引によつて会社が損失を受けることのあることに備え、適式な取締役会の承認を得させ、決議内容と責任の所在を明確にしておくことが、会社の財産上の利益保護の観点から、法律上必要とされるところというべきである。

従つて、YがXの経営について他の取締役から一任され、Xの設立以来本件賃貸借契約締結当時まで取締役会が開催されたことがないとしても、そのことから直ちに、X・Y間の本件賃貸借契約について、商法二六五条の規定にかかわらず、同条所定の取締役会の承認を要しないものとはなしえないし、Yが一部の取締役の承認を受け、他の取締役から遅滞なく異議の申出がなされた事実がなかつたことをもつて取締役会の承認があつた場合と同視しうるものと解することもできない。」

二、「また、右契約につきXの株主総会において事後的に承認を受けたとしても、会社と取締役間の取引行為の承認は取締役会の専決事項として法の定めるところであるから、定款において右承認をなすべきことを株主総会の権限事項と定めているなどの特別の事情の主張・立証のない本件では、株主総会の事後的な承認決議をもつて、右契約に対し適式な追認があつたとしてこれを有効であると認めることもできない。」

〔評　釈〕判旨に賛成

一、本件における中心は、会社と取締役間の取引について商法二六五条における取締役会の承認を要する場合、その承認は適法に招集された取締役会において決議という形でなされることを要するか、また、株主総会の追認では足りないか、という点である。判旨は第一に、常に取締役会における承認決議が不可欠であるとし、第二に、かかる権限は定款において株主総会の権限と定めていない限りは、株主総会における承認は有効な追認とはなりえないとする。閉鎖的ないし個人企業的色彩の強い会社について示された最高裁判

決あるいは下級審判決の最近の傾向からすると、本件判旨はむしろこの流れに逆行する判断を示したものと位置づけうる（本件判旨からは必ずしも明らかではないが、取締役会の不開催、Yへの業務執行の一任という点などから、閉鎖的色彩の強い会社と推測しうる）。

ところで、従来の判例がこのような会社において自己取引が行なわれた場合の解決の手法をみてみると、①　一人会社という特殊な存在をふまえて、会社と取締役の利害の実質的一体性を理由として、自己取引に該る場合でも取締役会の承認を必要としないとしたもの（最判昭和四五年八月二〇日民集二四巻九号一三〇五頁）、②　経営の一切を委ねられていた代表取締役は、他の取締役全員から業務執行につき概括的承認を与えられていたとして、自己取引についても取締役会の承認があつたと同様の効果を認めるもの（静岡地判昭和三五年一〇月一〇日下民集一一巻一〇号二一五九頁）、③　商法二六五条は会社ひいては株主の利益保護を図るものであるから、実質上の株主全員の同意がある限り別に取締役会の承認を必要としないとするもの（最判昭和四九年九月二六日民集二八巻六号一三〇六頁）などがあり、いずれも適式な取締役会の承認が存在しなくとも取引の効力を認めるべく解釈努力を行なつている。ただ、これらの判決に対しては、①については、会社の債権者の立場からすると、会社の利害と取締役の利害とは対立する場面も考えうるから、会社＝株主＝取締役という図式は常に妥当するとはいえないとの批判がなされ（服部栄三・取締役の個人会社と商法二六五条・民商六四巻六号一〇八三頁）、②については、特定の取締役の業務執行に対して黙示的に与えた概括的な承認に、適法に開催された取締役会の承認と同じ効果を認めることはできないとの批判がなされ（北沢正啓・判例批評・ジュリスト三一二号一二三頁）、また、③についても、①と同様会社債権者の利益が無視されている（菅原菊志・判例批評・民商七三巻三号三四〇頁）との批判や、取締役としての価値判断と株主としての価値判断とは異なる（大山俊彦・判例批評・法学新報八一巻一二号一三九頁）との批判が多く出されている。

このようにみてくると、本件判旨は、従来の判例が閉鎖的会社における自己取引についての取締役会の承認の意味をあまりに拡張して解釈してきたことに対し、学説の批判に答えていわば歯止めを置いたものと考えることができる。もつとも、これはあくまでも推測であるが、従来の判例と異なり、本件は建物の賃貸借契約という継続的取引関係であり、また、自己取引を行なつた当該代表取締役は現在はその地位にはないということなどからすると、賃貸借契約の基礎にあつた条件、あるいは事情が変更されたため、このような継続的取引関係を維持させることは望ましくないとの配慮もあつて、あえて当該取引を無効とする構成をとつたものとも考えられないではない。

二、次に、本件判旨の構成を順を追つて考えてみよう。まず、判旨第一点前段では、商法二六五条に違反し、取締役会の承認を受けていない自己取引の効力については、取締役会の追認がない限りは無効であるとする。近時の最高裁判決は相対的無効説に傾斜してきたが（最判昭和四三年一二月二五日民集二二巻一三号三五一一頁、同昭和四

六年一〇月一三日判例時報六四六号三頁)、これも、いわゆる間接取引についてだけのことであり、直接取引には依然無権代理行為として無効としており、本件判旨も基本的にはこの立場を採用しているものと思われる。

ところで、商法二六五条の解釈にあたつては、常に、無権代理として構成することが妥当である。つまり、取締役会の承認の意義は、自己取引をなすことについての会社代表機関に対する授権と当該取締役に対する許可として二面の機能を有しているのであり、従つて、この承認を欠くときは、その取引に関する会社代表者の行為は無権代理行為となるし、承認があれば代表者の代表権に対する制限はとかれて当該取引は有効になるわけである。取締役が自己又は第三者のために会社と取引をなす場合には、会社の利益を図る自己の任務と自己又は第三者の利益との衝突をきたすのが通常であり、このような場合に、会社に対して善管義務を負つている取締役は、承認がない以上自己取引をしてはならないという不作為義務を負つていると解するのが妥当であり、また、会社側としても、代表取締役についてはその代表権が制限されていると解することが妥当だからである(津田利治「会社法の大意　上」三〇一頁、高島正夫「会社法」一七八頁、石井照久「会社法　上」三四一頁)。そして、このように無権代理と構成する考え方からは、民法における無権代理の法則によつてその効果も定まることとなり、事後における追認も可能ということになる(民一一三条)。従つて、本件判旨前段部分の理解は妥当である。

次に、特に、判旨第一点後段についてであるが、この点は、前述した静岡地裁昭和三五年一〇月一〇日判決が、経営を一任している場合には概括的な承認があつたものとして、取締役会の承認と同様の効果を認めたことに反対の態度を示していることが注目される。もつとも、本件と静岡地裁の判決とは、後者が経営を一任された代表取締役が取引の相手方となつてはいないという点で相違はみられるが、商法二六五条は、業務執行に実際上関与していたか否かを問わず、すべての取締役に対し取締役たる地位にあることを前提として同じ規制を課しているのであるから異なるものではない。実際上経営に参加しない取締役であるから、その地位を利用して私利を図ることは考えられないと静岡地判は主張するが、実質論からいつても、義務を怠つて経営に参加しない取締役が自己取引を行なう場合には、商法二六五条の承認を要せず自由にこれをなしうるとしたのではいかにも納得しえない(北沢前掲批評一二三頁)。商法二六五条が取締役会社間の取引について取締役会の承認を要するとしているのは、取締役が会社の業務執行に関与する強大な権限を有する地位にあるため、このような者がその地位を利用して私利を図ることを防止する趣旨であり、会社の利益保護にそのねらいとするところがある。このような趣旨から出た商法二六五条の承認を、概括的承認で足るとしてしまうのでは、個々の具体的取引についての判断を省くことになり、会社の利益保護からすれば許されざるものである。そして、仮りに、静岡地裁の考え方が妥当であるとしても、本件では経営を一任された取締役自らが取引の相手方であるから、この一

任をもつて概括的承認があつたものとして自己取引の承認と同様の効果を認めることのできない場面であろう。そもそも、取締役全員が経営一切を特定の取締役に一任して、取締役会決議に代置してしまうことが可能であるかについては疑問があり、とくに、個々の取引行為について個別的承認をなすことを前提としている商法二六五条の趣旨からすれば、これをも含めて概括的承認ありということはできないであろう。

三、最後に、判旨第二点について。判旨によれば、無権代理と考えるため事後的追認も許されるが、追認権者は定款にとくに株主総会の権限事項と定めない限り取締役会であるとする。無権代理の追認に関する民法一一三条においても、追認権者として本人を予定しており、自己取引についての承認権が機関としての取締役会にある以上、追認権もここにあると解すべきであるから右の判旨は妥当である。

ところで、本件の事後的追認が総株主の一致による決議であつた場合であれば、結論は異なつたであろうか（本件事実認定からは不明）。この点は、前述した最高裁昭和四九年九月二六日判決が、総株主の同意があれば当該自己取引は有効であるとしたことが参考となる。この判決をもつて、総株主の同意に取締役会決議についての代替性を認めたと評価する立場からは、事後的な追認の場合にも総株主の同意があればよいことになりそうである（右最判について、代替性を認めたものであると評価するものとして、藤原俊雄・判例批評・法律時報四七巻一三号一三四頁、吉野俊一郎・判例批評・法律のひろば二八巻四号六二頁）。しかし、右最判に対しては、決して総株主の同意をもつて取締役会決議に代えうるという意味に解してはならず、事前のかつ総株主の同意がある限りにおいて、会社の利益保護は図られているから、あえて取締役会の承認は必要ないとする意味に解すべきである。つまり、一人会社に関する前掲最判昭和四五年八月二〇日の延長線上においてこれを把えることが妥当である（もちろん、この両判決については、会社債権者の問題、責任免除規定との関わりなど検討すべき点は多い）。そのように理解しないときは、株主総会の最高機関性を理由に、定款に規定されていないにもかかわらず総会の決議要件ではどうか、あるいは事後的追認はどうかなど、さらに緩和の傾向を押し進めることにもなりかねないからである。

これを本件判旨に関連して考えてみると、最判昭和四九年と異なり、事後のそして株主総会の決議であるから、適法な承認（追認）があつたこととはならない。また、仮りに、本件総会の決議が総株主の一致によるものであつたとしても、元来、追認権を有するのは承認権を有するものに限られると解すべきであるから、総株主の同意を取締役会の承認に代置しうるとする前述の立場にでも従わない限り、やはり、適法は追認があつたことにはならないであろう。

宮島　司